

# 常識から法律常識へ (13) (最終回)

—日本法の基層の理解のために—

影山法律特許事務所  
弁護士・弁理士 影山 光太郎

## 第7章 知っておくとよい制度・ことは、法律用語他

### 1、知っておくとよい制度・ことは

本連載の最終回として、上記につき、(イ)日常生活で知っておくと役立ち、または新聞報道などの理解に資するもの、また(ロ)本稿で、これまで出てきたものは、その振返りの意味で述べる。

#### (1) 民事

##### ① 登記・登録

(イ) 登記は、一定の事項を社会に公示するために公開された公簿(登記簿)に記載することをいう。権利の内容・関係を明らかにして第三者に不測の損害を被らせないようにするための制度である。

不動産登記は、不動産に関するものであり、商業登記は、一定の営業上の重要事項に関するものである。法務局が登記所として登記事務を管轄する。

登記済証は、登記官が不動産登記を完了したときに交付する証明書である。例えば、不動産の取得者が、登記を申請するためには、申請書などとともに前所有者の権利に関する登記済証を提出しなければならない。権利証とも呼ばれる。

登記が対抗要件である場合と効力(発生)要件である場合がある。

不動産登記では、例えば、Aから不動産を購入したBが、第三者Cに所有権を主張するためには、登記名義を取得しておくことが必要である(対抗要件。本稿8月号p.55(1)①参照)。Bが登記名義を取得しないうちにAがCに売却し(二重譲渡)、Cが登記名義を取得したら、Cが所有者と認められてしまう。

商業登記のうち、例えば、会社の設立は登記によって効力が発生する(効力要件)。

(ロ) 登録は、一定の事実・関係を官公庁等に備える公簿に記載することである。特許登録は権利の効力発生要件である(対抗要件ではない)。登録の権利関係は、登記との類推で考えると分かりやすいことが多い。弁護士も弁護士登録をし(弁護士会に所属することによって)弁護士業務をなす。

##### ② 内容証明郵便・配達証明郵便、確定日付

(イ) 内容証明郵便は、「誰が、誰宛に、いつ、どのような内容の手紙を出したか」を郵便局(日本郵便株式会社)が公的に証明してくれる郵便である。内容証明郵便は、通常、次に(ロ)で述べる配達証明付で出される。

郵便物を3部作成し、原本を受取人に配達し、写しを差出人と郵便局が保管する。郵便局の窓口から出すが、最近ではインターネットを利用して出すことができる(電子内容証明郵便)。

一般に、自分の主張を証拠として残しておくために用いられる。したがって、弁護士業務においては、頻繁に用いられる。

次のような債権譲渡に関しては、その効果の点から重要である。

債権者Aが、債務者Xに対する債権をBに譲渡するには、Aがその旨をXに通知し、またはXの承諾を得なければならない。Aが同様にCにも譲渡した場合には(二重譲渡)、BとCがどちらが権利を取得するかは、次に述べる確定日付のある証書による上記の通知または承諾の先後によって決せられる。したがって、Bへの譲渡の通知に確定日付がなく、Cへの譲渡の通知に確定日付があれば、譲渡の先後にかかわらず、Cの権利取得が認められる(本稿8月号p. 55(1)②参照)。確定日付は、内容証明郵便によることが多い。

(ロ) 確定日付は、証書の作成日について証拠力を認められる制度である。内容証明郵便による他に、公証役場で確定日付印を押してもらう方法による。

例えば、日付の先後が問題となる発明などに関し、先使用権(ある発明の特許出願の際に、別にその発明の実施またはその準備をしている者に与えられる法定実施権(特許法79条))を主張するために、研究報告書などに確定日付を押しておくことが考えられる。

(ハ) 配達証明郵便は、「配達したこと」の証明である。内容の証明まではしない。上記(イ)の内容証明郵便では、通常、配達証明付で出される。

内容証明郵便は、横書きの場合は、一頁に20行以内で1行が26字以内(縦書きでは、一頁26行以内で1行20字以内)と書式が決まっているので、図や表を送る場合は、配達証明郵便とせざるを得ないが、この場合、内容までは証明されない。

### ③ 印鑑証明(書)

印影(印章を押した跡の形。印鑑)が、あらかじめ届け出た印影(印鑑)と同一であることを証明する官庁・公署の書面をいう。重要な文書の作成者が本人に違いないことを証明するために必要とされる。市区町村長が交付する印鑑証明書の有効期間は取引上3か月とされることが多い。

印鑑届のある個人の印章を実印という。実印を押した文書の成立を否定することは極めて困難である。

### ④ 公証人、公正証書、公証人役場

公証人は、当事者の囑託により、契約、遺言その他の私権に関する事案について、公正証書を作成したり、定款に認証を与えるなどの公の証明を与える。法律関係を明確にして紛争を予防する役割を果たしている。法務大臣が任命するが、裁判官や検察官を退職した者となっている。公証人が執務するのが公証人役場である。

公正証書は証明力が強く、その内容は確定判決と同様の執行力を持つ。つまり、裁判に勝ったと同じ状態である。このような効力を持つ文書を債務名義といい、公正証書はその一つである。

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の方式があるが(民法968、969、970条)、特に療養看護中の人から遺言を受ける場合、公正証書遺言が、その有効性の点で、最も問題を生じ難い。

### ⑤ 官報(公告)

官報は、国の法令、国の広報(国会事項、裁判所事項、官庁報告等)、公告等を掲載するために独立行政法人国立印刷局が発行する国の機関紙である。国の法令の公布は、官報に掲載する方式がとられている。

最近では、実際には、インターネットの普及により、上記のうち多くが直ちにインター